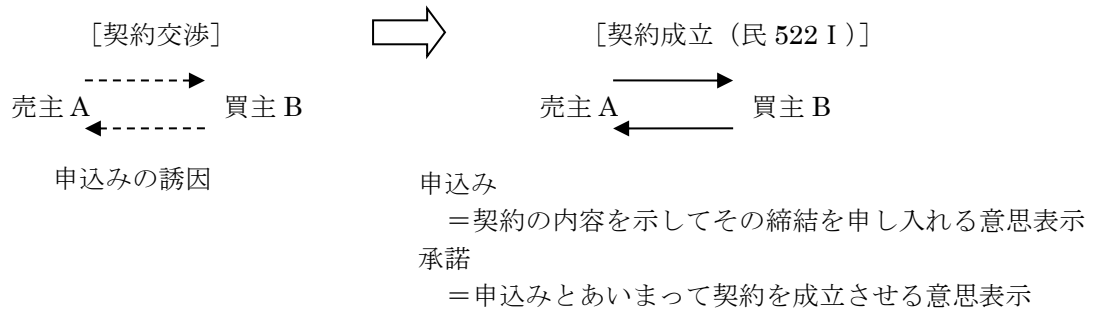


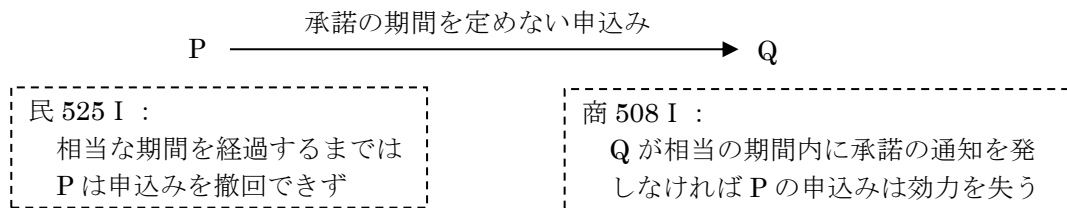
2. 商人間の売買

2-1. 契約の成立

(1) 契約の成立プロセス



(2) 隔地者間で承諾期間を定めなかった申込み



申込みの効力——商 508 I (商取引の迅速性)

* 隔地者 = 申込みと承諾の間に時間的経過を要する相手方 ⇔ 対話者

民法のルール → 撤回しなければ？

(3) 諾否通知義務 (商 509)

事例 2-a 諾否通知義務

機械の製造・販売を営む A は、いつも取引をしている金属商社 B に対して、鋼板 100 枚を購入する旨の申込みをした。B は、これに対して何も返事をしなかった。

商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたとき

→ 諾否の通知義務 (商 509 I) + 承諾擬制 (同 II) —— 商取引の迅速性、相手方の期待保護

営業の部類に属する契約の申込みとは？

- ・ 申込みを受けた事柄と従来の取引
- ・ 営業として行う基本的な取引

最判昭 28・10・9 民集 10-10-1072

(喫茶店等を営む者が借地権を放棄せよという申込みを受けた事案)

商 509 の問題点

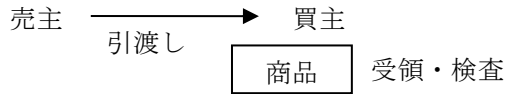
「営業の部類に属する契約の申込み」であれば、申込みの内容を問わずに適用？
承諾が当然に予想されるような申込みでないとき＝適用が否定されることがあり
最判昭 59・5・29 金法 1069-31 (銀行に対する保証人の脱退申込み) etc.

(4) 契約成立過程の実際

継続的売買契約 → 交渉による契約締結、暫定的合意

2-2.商品の引渡しと受領

(1)商品引渡義務の履行



種類・品質・数量の契約不適合

→追完請求（民 562）・代金減額請求（民 563）・損害賠償請求・解除（民 564）

(2)買主の検査・通知義務

(a)意義

事例 2-b 買主の検査・通知義務

建設請負業を営む A は、建設資材業者 B から、セメント 500kg を購入した。B から届けられたセメントを A が検査したのはその 4 か月後であり、検査の結果、セメントは契約された品質よりも劣ることが分かった。B はセメントの品質が劣ることを知らなかった。

民法の原則（民 566）：種類・品質の契約不適合（⇔数量）

⇔検査義務（商 526 I）＋種類・品質・数量の契約不適合を発見→通知義務（同Ⅱ前）

売主が悪意の場合（同Ⅲ）

規定の趣旨：善後策の機会、買主が売主の危険で投機することの防止

売買の目的物と全く異なるものが引き渡された場合

(b)ただちに発見することができない契約不適合

種類・品質に関するただちに発見することができない契約不適合 (⇔数量)

=6 か月以内に発見→通知義務 (商 526Ⅱ後)

規定の趣旨 (商取引の迅速性)

→6 か月以内に発見できなければ? (最判昭和 47・1・25 判時 662-85)

*商 526Ⅱの通知後の救済 (最判平 4・10・20 民集 46-7-1129)

(3)買主の目的物保管・供託義務

民法の原則: 契約解除→原状回復義務 (民 545)

⇔商 527 (契約不適合による解除)・528 (品違い・数量超過による解除)

: 目的物の保管・供託義務、売却義務

規定の趣旨=売主の保護、取引の円滑

(4)売主の供託・競売権

買主の受領拒絶等→売主の供託・競売権 (商 524) ⇔ 民 494・497

催告不要・任意売却が合意されることも

(5)引渡しの遅延

①履行強制（民 414）、②解除（民 541）、③損害賠償請求（民 415）

（①または②に重ねて③を行うことも可能。民 414Ⅱ・545Ⅳ）

・市場で（他の取引先から）容易に調達できる物

民法の原則（民 541）⇔商取引実務

・市場で容易に調達できない物（特殊な部品の製造に用いられる金型 etc.）

(6)免責事由

引渡の遅延による損害賠償（民 415）

不可抗力免責

商人間の売買に関するその他の規定 [テキスト 2 編 2 章 1 節二]

定期売買の解除（商 525）

=民 542Ⅰ④と異なり、一定時期の経過により、解除したものとみなされる

2-3.代金の支払い

(1)支払時期と方法

売主の先履行（信用売買）——締め日ごとに集計、翌月の支払日に支払い

支払方法：銀行振込み、約束手形（「手形法・小切手法」）

交互計算 [テキスト 2 編 3 章]

交互計算（商 529～534）

＝商人が平常取引をする相手方との間に生じる債権債務を期間ごとに差し引きして、
残額だけ支払うことにする制度

(2)不安の抗弁権

契約締結後の買主の信用状態悪化→不安の抗弁権？

東京地判平 2・12・20 判時 1389-79

（ベビー用品の継続的売買の事例：買主が取引量を急激に増加、売主からの担保提供申し入れを拒否、買主から支払延期要請）

信用悪化による契約解除